

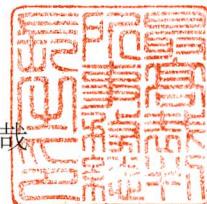
最高裁秘書第2315号

令和4年7月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敦



司法行政文書開示通知書

6月24日付け（同月28日受付、第040241号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第14回）議事録（片面で3枚）
- (2) 裁判官会議（第15回）議事録（片面で3枚）
- (3) 裁判官会議（第16回）議事録（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

裁判官会議（第14回）議事録

令和4年5月11日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、
安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、
1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の
検事転官等、3の裁判官の転補等、4の裁判官の新規任命及び5の部の事務総
括者の指名の取消しについては、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、鹿児島地方、家庭裁判所長の補職等
について説明があり、次のとおり決定した。

鹿児島地方、家庭裁判所長遠藤真澄の依願免本官並びに兼官に伴い、大阪地
方、家庭裁判所堺支部長浜本章子を鹿児島地方、家庭裁判所長とする。

午前10時37分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料第1
(5月11日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.5.11提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官 (令 4. 5. 30) 千葉家地八日市場支判事・八日市場簡裁判事
見 原 涼 介 (62)
定年退官 (令 4. 6. 5) 京都簡裁判事
木 村 俊 彦

2 裁判官の検事転官等について

依願免本官並びに兼官 (令 4. 5. 31) 最高裁秘書課付 (東京地判事補・東京簡裁判事)
(退官後在アメリカ合衆国日本国大使館)
吉 元 祥太郎 (68)

3 裁判官の転補等について

東京高判事 (部総括) ・ 東京簡裁判事 福岡高判事 (部総括) ・ 福岡簡裁判事
増 田 稔 (39)
福岡高判事 (部総括) ・ 福岡簡裁判事 広島高松江支判事 (支部長) ・ 松江簡裁判事
久保田 浩 史 (39)
広島高松江支判事 (支部長) ・ 松江簡裁判事 静岡地家浜松支判事 (支部長) ・ 浜松簡裁判事 (司掌者)
松 谷 佳 樹 (38)
静岡地家浜松支判事 (支部長) ・ 浜松簡裁判事 (司掌者)
東京高判事・東京簡裁判事
関 口 剛 弘 (42)

大分地家判事（部総括）・大分簡裁判
判事

大分家地判事・大分簡裁判事

武智舞子(54)

大分家地判事・大分簡裁判事

東京地判事・東京簡裁判事

矢野紀夫(58)

4. 裁判官の新規任命について

京都簡裁判事

樋口裕晃

5. 部の事務総括者の指名の取消しについて

部の事務総括者の指名の取消し

大分地家判事（部総括）・大分簡裁

判事

府内覚(47)

裁判官会議（第15回）議事録

令和4年5月18日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、新潟地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

東京高等裁判所判事北澤純一の定年退官に伴い、新潟地方裁判所長小林宏司を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を名古屋高等裁判所金沢支部判事蓮井俊治とする。

午前10時37分終了

議 長

秘書課長

裁判官会議資料第1
(5月18日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.5.18提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 4. 6. 6)	飯能簡裁判事 中山 延
定年退官 (令 4. 6. 7)	千葉簡裁判事 中須賀 亮子
定年退官 (令 4. 6. 8)	函館簡裁判事 (司掌者) 奥野 雅道
定年退官 (令 4. 6. 18)	西都簡裁判事・宮崎簡裁判事 吉村 哲郎
定年退官 (令 4. 6. 20)	京都簡裁判事 池浦 浩之
定年退官 (令 4. 6. 24)	大阪簡裁判事 並木 正男

2 裁判官の転補等について

京都地判事 (部総括) ・ 京都簡裁判事	大阪高判事・大阪簡裁判事 川上 宏 (47)
大阪地家堺支判事 (支部長) ・ 堺簡裁判事 (司掌者)	京都地判事 (部総括) ・ 京都簡裁判事 野田 恵 司 (44)
京都地判事 (部総括) ・ 京都簡裁判事	大阪高判事・大阪簡裁判事 池町 知佐子 (45)
飯能簡裁判事	東京簡裁判事 土橋 徳

千葉簡裁判事

東京簡裁判事

須田 浩志

函館簡裁司掌者指名

函館簡裁判事

片倉 毅

西都簡裁判事・宮崎簡裁判事

福岡簡裁判事

小中野 浩

裁判官会議（第16回）議事録

令和4年5月25日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 常置委員について

板津秘書課長から、資料第1に基づき、令和4年6月1日から同年7月20日まで及び同年8月31日から同年12月31日までの常置委員について説明があり、原案どおり決定した。

2 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程について

小野寺総務局長から、資料第2に基づき、標記の規程について説明があり、原案どおり決定した

3 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について

門田民事局長から、資料第3に基づき、標記の裁判所について説明があり、原案どおり決定した。

4 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の兼官の再任等については、いずれも原案どおり決定し、4の令和2年度（第74期）司法修習生考試の結果については、報告がされ、5の令和2年度（第74期）司法修習生の修習終了については、原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第5に基づき、東京高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した

ア 東京高等裁判所長官今崎幸彦の最高裁判所判事任命に伴い、その後任者を最高裁判所事務総長中村慎とし、その後任者を千葉地方裁判所長堀田眞哉とし、その後任者を東京高等裁判所判事小野瀬厚とする。

イ 大阪高等裁判所長官尾島明の最高裁判所判事任命に伴い、その後任者を福岡高等裁判所長官後藤博とし、その後任者を東京家庭裁判所長中里智美とし、その後任者を東京高等裁判所判事若園敦雄とする。

午前11時02分終了

議長



秘書課長



裁判官会議資料第4
(5月25日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.5.25提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 4. 6. 22)	最高裁長官 大 谷 直 人 (29)
定年退官 (令 4. 7. 2)	最高裁判事 菅 野 博 之 (32)
依願免本官並びに兼官 (令 4. 7. 1)	広島地家福山支判事 (支部長) ・ 福山簡裁判事 (司掌者) 曳 野 久 男 (40)

2 裁判官の転補等について

名古屋高金沢支判事 (部総括) ・ 金沢簡裁判事	前橋地家高崎支判事 (支部長) ・ 高崎簡裁判事 (司掌者) 吉 田 尚 弘 (41)
前橋地家高崎支判事 (支部長) ・ 高崎簡裁判事 (司掌者)	さいたま地家判事 (部総括) ・ さいたま簡裁判事 齋 藤 清 文 (42)
さいたま地家判事 (部総括) ・ さいたま簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事 関 根 規 夫 (48)
広島地家福山支判事 (支部長) ・ 福山簡裁判事 (司掌者)	広島地家判事 (部総括) ・ 広島簡裁判事 森 實 将 人 (42)
広島地家判事 (部総括) ・ 広島簡裁判事	東京高判事・東京簡裁判事 篠 原 康 治 (48)

3 裁判官の兼官の再任等について

最高裁総務局参事官・情報政策課参考官（東京地判事・東京簡裁判事）

最高裁調査官（東京地判事・東京簡裁判事）

司研教官（東京地判事・東京簡裁判事）

名古屋地家豊橋支判事・豊橋簡裁判事

福岡地家田川支判事（支部長）・田川簡裁判事（司掌者）

最高裁総務局参事官・情報政策課参考官（東京地判事・東京簡裁判事）

西岡慶記（58）

（令和4年6月30日限り任期終了者）

最高裁調査官（東京地判事・東京簡裁判事）

佐野文規（58）

（令和4年6月30日限り任期終了者）

司研教官（東京地判事・東京簡裁判事）

佐藤傑（58）

（令和4年6月30日限り任期終了者）

名古屋地家豊橋支判事・豊橋簡裁判事

武村重樹（57）

（令和4年6月30日限り任期終了者）

福岡地家田川支判事（支部長）・田川簡裁判事（司掌者）

村松多香子（57）

（令和4年6月30日限り任期終了者）

4 令和2年度（第74期）司法修習生考試の結果について（報告）

「令和2年度（第74期）司法修習生考試（再試験）合格者名簿」のとおり

5 令和2年度（第74期）司法修習生の修習終了について

修習終了（令和4年5月25日付け）

「令和2年度（第74期）司法修習生考試（再試験）合格者名簿」登載の者